

# 広報 改良区だより

編集・発行

大曲市土地改良区  
大曲市大曲西根字小館10  
電話 0187-68-3031  
FAX 0187-68-3733

(角間川事務所)

電話 0187-65-2535  
FAX 0187-65-4811



田植え作業

## 新緑の季節再来



代掻き作業

春作業の始まり

## 土地改良区の概況

受益面積	組合員数	総代数	役員数	管理調整委員	職員数
918ha	991名	46名	理事 19名 監事 3名	17名	5名



誰もが住んでみたい村に

## 土地改良区のロゴマーク

農業農村を取り巻く情勢が著しく変貌する中、土地改良区がこれまで果たしてきた役割、機能を改めて振り返ると共に多面的な機能の発揮など、国民が期待する新たな役割の実現に向けて、土地改良区が身近で親しみやすい組織として地域にそして広く国民に認知してもらうことを目的としています。



# 総代会挨拶

大曲市土地改良区

理事長 品川 甚一

第2回通常総代会を開催しましたところ、年度末のご多忙のなか総代の皆様には多数のご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

土地改良区も合併ののち一年を経過しましたが、これまでに関係機関の絶大なご指導並びに皆様のご理解ご協力により、大過なく経過できましたことに対し厚く御礼申し上げます。

昨年の総代会における役員選挙で選出されました役員であります。最初の仕事として全体の施設状況を知るうえで、全員による全地域の現地検分をしたところです。特に各地域の水源を中心として一日かけて巡回いたしました。それぞれの地域の先人達の努力と苦労がいかに大変であったのかと改めて感じた次第です。

同時にこうした施設を維持管理していく責任の重大さを痛感すると共に、後生に伝え残していかなければならぬものとの意を強くしたところです。

次に農政におきましては、三十年以上続きました減反政策も、平成十六年度からは政府主導から農業者並びに農業団体自らが必要と供給、生産等のバランスを取りながら生産計画を立てるとい改革元年の年といわれており、減反奨励金が大幅に減額されるという状況に変わらうとしております。

まさしくこれからは厳しい状況となり、農業収入も減ることにより生産コ

ストも下げなければならぬことは当然であり、土地改良区賦課金もこれらのことを踏まえて運営していかねばならない訳で、理事会でも協議されている次第であります。

その他にもございますが、本日の総代会は平成十四年度決算の承認案件であります。これは合併する前の旧土地改良区ごとの決算であります。

また平成十五年度補正予算案、更に平成十六年度計画並びに予算案についてであります。各地域別に維持管理の計画を列記しております。

西部地域においては、岡崎溜池の漏水補修工事、あるいは揚水機の鉄管打ち込み作業などを計画しているところです。

内小友地区明通溜池の水質について疑問がございましたが、関係機関の水質検査結果をみますと作物への影響はないとの報告も受けております。

また角間川地区においては換地処分に伴う権利者会議等について六月頃を予定しており、それに向けて努力して参りたいと考えております。その他大川西根地区のパイプライン灌漑など様々ございますが、それぞれ地区の維持管理調整委員より予算関連説明をすることとなっておりますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

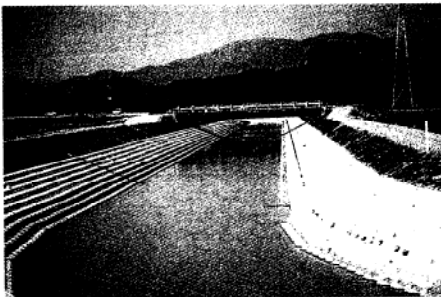
## 県営小友川かんがい排水事業

平成11年度より小友川改修工事が実施されています。

総事業費18億3千万円・延長3,200mで内小友西部、内小友、大川西根地域を流下する一級河川で、受益は大森町一部・大曲市を含む852haです。

平成15年までに、延長1,960mが改修されました。

平成16年度は更に430mの工事が予定されています。



改修された河川



今年度予定の上流部

## 第2回通常総代会開催される

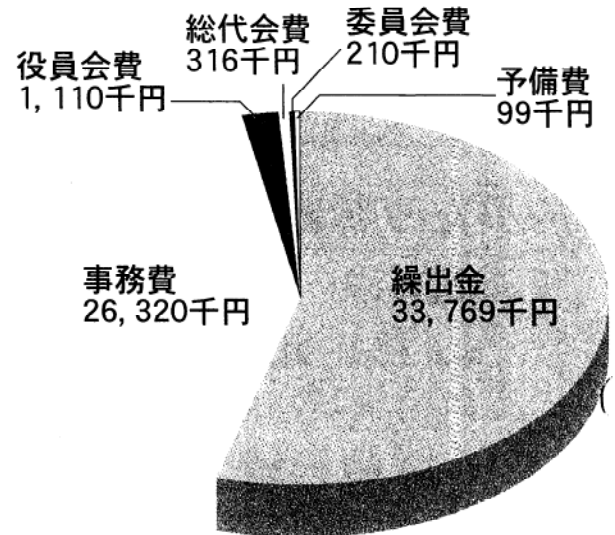
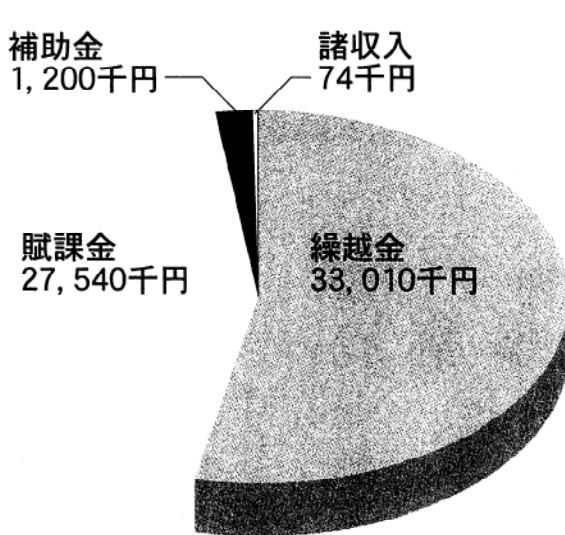
去る三月二十一日、大川西根総合センター大会議室において、第2回通常総代会が開催され、議長に大川西根地区の小山卓見氏を選出ののち平成十四年度決算、平成十五年度補正予算並びに平成十六年度事業計画及び収支予算案その他定款の一部改正案などの五十八号案件全てが承認可決されました。

# 財務状況

## 平成16年度一般会計歳入歳出予算

歳入61,824,000円

歳出61,824,000円



## 平成16年度経常・特別会計収支予算総括表

	名称	収入予算額	支出予算額
<b>特別会計(全受益共通)</b>			
1	財政調整基金特別会計	1,000,100	1,000,100
2	農地転用決済積立金特別会計	226,000	226,000
3	役員退任慰労積立金特別会計	519,100	519,100
4	職員退職給与積立金特別会計	1,901,000	1,901,000
<b>特別会計(地域別会計)</b>			
1	内小友西部地区維持管理特別会計	3,811,200	3,811,200
2	内小友地区維持管理特別会計	12,714,000	12,714,000
3	内小友地区決済金特別会計	1,328,000	1,328,000
4	角間川地区維持管理特別会計	11,116,000	11,116,000
5	角間川地区担い手育成基盤整備事業特別会計	411,019,000	411,019,000
6	角間川地区第1区換地処分業務委託特別会計	10,549,000	10,549,000
7	角間川地区機械積立金特別会計	2,613,000	2,613,000
8	角間川地区繰上償還金特別会計	37,160,000	37,160,000
9	大川西根地区維持管理特別会計	24,500,000	24,500,000
10	大川西根地区財政調整基金特別会計	4,813,000	4,813,000
11	大川西根地区償還決済金特別会計	13,162,000	13,162,000
12	大川西根地区大嶋野償還積立金特別会計	10,180,000	10,180,000
	合計	546,611,400	546,611,400

# 平成16年度土地改良区賦課金表

(10アール当たり)

## \* 一般経常賦課金

「全受益地一律」 3,000円

## \* 特別賦課金「地域別による」

### 内小友西部地区

(1)維持管理費	1,900円
(2)鳥越沢土地改良事業費	2,800円
(3)九十九沢負担金	3,000円
(4)鳥越沢溜池工事費	1,000円

### 内小友地区

(1)維持管理費	4,400円
(2)償還負担金	2,500円

### 角間川地区

(1)維持管理費	2,300円
(2)償還負担金(担い手事業圃場分)	7,200円
(2)償還負担金(担い手事業畑地分)	3,600円

### 大川西根地区

(1)維持管理費	3,500円
(2)償還負担金(圃場整備大鳴野分)	5,692円

## 農業用水を計画的に使い 節水に協力しましょう

賦課金は納入期限内に完納しましょう

賦課金は土地改良区組織運営上、また事業遂行上必要な経費ですので、組合員の方々は、納入期限内に納入下さるようお願いいたします。

休耕田、転作田にも  
賦課金がかかります。



**納付期日 平成16年 6月21日**

**納付期限 平成16年10月31日**

**納付場所 おばこ農協管内（支所・出張所）**

土地改良法第39条、定款第29条の規定により賦課金を未納した場合は、延滞利子の14.6%が加算されます。

また督促状を寄せられた場合は、地方税の例により滞納処分の対象となりますので、未納のないよう早めの納付をお願いします。

- ★ 納入通知書を受け取ったら、賦課面積・金額を確認してください。  
もし間違いがあった場合には、納付期限1ヶ月前までに申し出てください。
- ★ 通知書発行後、7月末までに全額納入いただきますと粗品を差し上げます。

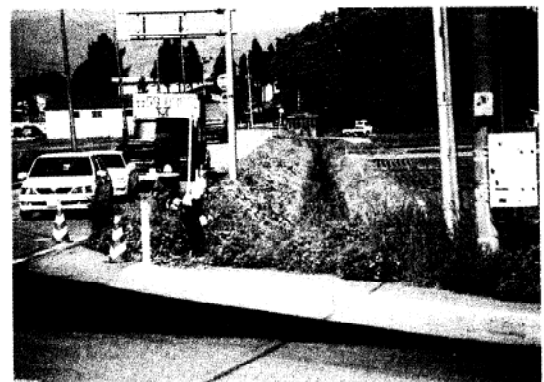
## 施設維持管理事業の一部



内小友地区では、年次計画的に道路、水路等の補修整備を実施しております。  
農道を挟んだ土水路の片側に、コンクリート側溝を敷設し、反対側への用水はパイプによる横断としたため道路幅員を広げることにより、交互通行が可能となりました。

その他の各地域においても、維持管理調整委員会が中心となって維持管理の計画等を策定し、各種補助事業を活用しながら、土地改良施設の保全、保護に努めております。

土地改良区作業員による、幹線道路沿い並びに水路の草刈り作業状況



# 各地域の土地改良施設

(今回は各地域の主な取水源を紹介します。)



## 内小友西部地域

用水源は溜池、地下揚水ポンプ等であり、受益は約50haに灌漑しています。

\*主な溜池名称

鳥越沢・堂後沢・岡崎・蛭谷地ほか

\*揚水機

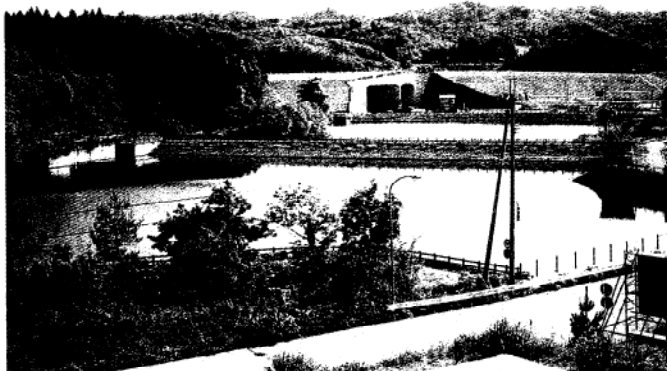
8ヶ所(8吋)等があります。



## 内小友地域

「明通溜池」は平成3年度に県営ため池等整備事業により完成した施設であり、総事業費金234,184千円を投じ、傾斜遮水形式で堤長が88m、堤高8.5m、貯水量112千 $m^3$ であり、これを主な水源としています。

このほか補助揚水機として、地下ポンプを18機設置して全域に灌漑しています。



明通ため池



1号~18号



揚水機

# 魚間川地域

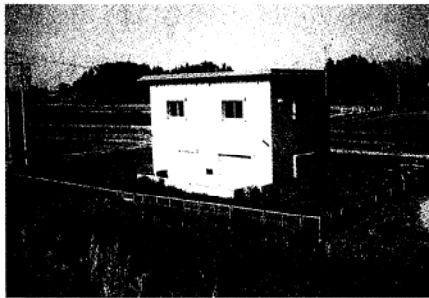


大戸川頭首工

大戸川頭首工は、自動転倒ゲート方式で15m×1,8mの扉、2門からなっています。  
(最大取水量は0.97m<sup>3</sup>/s)

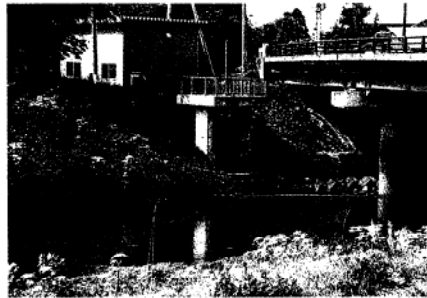


両吸込渦巻きポンプ  
75kwモーター  
口径450mm



布晒揚水機(雄物川)

両吸込渦巻きポンプ  
18.5kw×2台  
口径300mm×2台



東部揚水機(大戸川)

両吸込渦巻きポンプ  
18.5kw×2台  
口径300mm×2台



不動尊揚水機(油川)



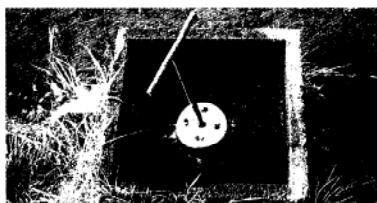
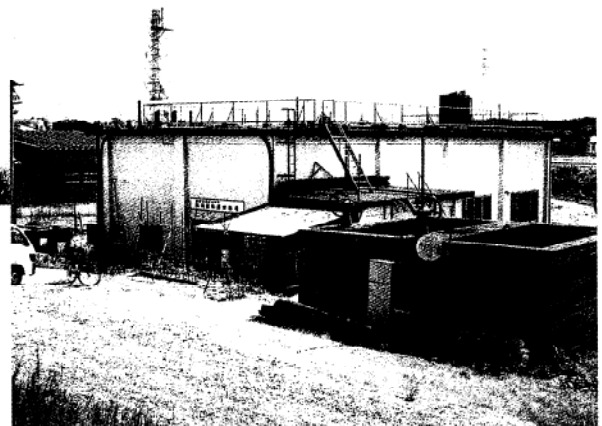
# 大川西根地域

当地域は、水源を雄物川の金谷橋(通称)直ぐ下流に位置する右岸、左岸にあり、県営事業による大川西根揚水機は、350kw×2台、口径700×2台(毎秒1.89m<sup>3</sup>)による揚水ののち、パイプラインにより各圃場に灌漑しています。このほか、船場揚水機その他の補助揚水機が稼動しています。



雄物川取水口

大川西根揚水機場



圃場にある給水栓

# こんな場合は必ず 手続をしてください

## 一、組合員資格に移動があった場合

組合員資格を有する農業経営者が農業者年金受給に伴う経営移譲をした場合には、組合員資格を喪失しますので土地改良区への届出が必要になります。

又土地の移動更には組合員の死亡等による場合も同様に届出が必要になります。届出をするときは、組合員資格を失う人の印鑑、新たに取得する人の印鑑も必要になりますのでそのような事由がありましたら速やかに届出くださるようお願いいたします。

## 一、農地転用をする場合

農用地を宅地等へ転用する場合は農業委員会の許可が必要となりますので、必要書類として土地改良区の同意書と約定書が必要です。

この為予め土地改良区への届出と申請をしてください。

## 二、土地改良施設を使用する場合

家庭用排水や浄化槽処理水等を農業用水路に流す時は土地改良区の承認と契約が必要です。放流は排水路だけに限定しており、用水路は認めませんので、計画される時はご注意ください。

またその他土地改良施設を利用する場合にも同様に承認が必要です。

# おしらせ

農地転用する場合は、土地改良区への決済金を一括で納入することになります。

農地法第四条による転用、第五条による転用によって決済額が異なります。  
平成十六年度の決済額は次のとおりです。

## 「二〇アール当たり」

\*農地法第四条申請

経常決済金

一一〇、〇〇〇円

\*農地法第五条申請

経常決済金

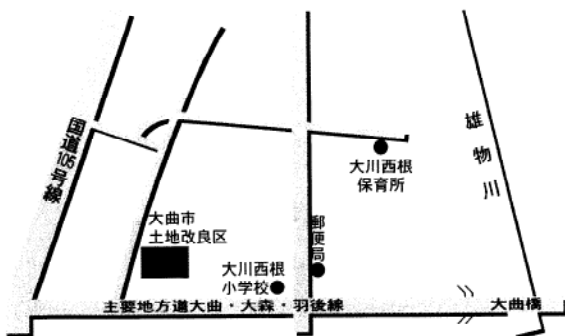
一七五、〇〇〇円

\*その他各地域別による事業費償還金一括決済

かんがい期（5月～8月）は満水状態で送水しています。給水栓等の無理な締めすぎ、又水難事故などない様に注意しましょう。  
また水路に刈草・ゴミなど落とさない流さないように、お互い気を付けましょう。

## 事務所ご案内

### 案内図



事務所は、大川西根地区の「大川西根総合センター」内にあり、この中には土地改良区事務所のほか、おばこ農協大曲支所 営農センター・大川西根公民館の入った合同事務所となっております。どうぞ気軽にお立ち寄りください。